



ほっかいどう矯正だより 第19号 (令和7年8月5日)

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号、6月17日公布）により、令和7年6月から懲役及び禁錮が廃止され、**新たに拘禁刑が創設**されました。本稿では、拘禁刑創設に係る矯正処遇、拘禁刑下の処遇や拘禁刑導入後の関係機関との連携について御紹介いたします。

1 拘禁刑導入の経緯

令和2年10月、法制審議会による諮問第103号に対する答申において、再犯防止対策の観点から、その整備及び実施が推進されるべき制度の一つとして「**自由刑の単一化**」が掲げられ、懲役及び禁錮を新たな自由刑として単一化し、当該自由刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとすることが提言されました。

この提言を受け、新たな自由刑の下で受刑者に対し、どのような処遇を行うべきか議論・検討が重ねられ、令和4年3月、上記答申を踏まえた「刑法等の一部を改正する法律案」が閣議決定、同年6月の同法案の成立により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が導入されました。

2 拘禁刑下の処遇

拘禁刑の対象は、本年6月1日以降に起きた事件で起訴され、刑罰が確定した受刑者となります。したがって、刑事施設においては**当面の間、懲役刑、禁錮刑、拘禁刑の受刑者が混在**することになりますが、拘禁刑受刑者の処遇はどのようなになるのか見ていきます。

拘禁刑受刑者が刑事施設に入所するとすぐ、処遇調査において、受刑者の医療措置の必要性、受刑者の年齢、心身の状況、刑期、再犯リスク、改善更生及び社会復帰の支障となる事情等に応じ、処遇の重点事項を類型化した矯正処遇課程等の処遇指標が指定されます。従前の調査と比べ、福祉的支援に係る項目が追加されるなど、受刑者個々についてより精緻なアセスメントが行われ、その結果に基づき、処遇要領が策定され、矯正処遇が開始されます。



懲役受刑者に対しては、所定の作業を行わせることとされていましたが、拘禁刑受刑者については、作業の必要性が認められ、どのような作業に就業させることが適当か明確にした上、作業を実施する場合は受刑者に対し動機付けを行い、それぞれ指定された**作業（基礎的作業、機能別作業等）**に従事させます。

例えば、高齢で認知症と身体障害、アルコール依存症がある詐欺（無銭飲食）の受刑者の場合、作業は、認知・身体機能等の維持向上を目的とした機能向上作業を中心に指定することが考えられます。



またこの事例において、社会復帰準備指導や対人関係円滑化指導、アルコール依存回復プログラム等の改善指導と、医療・福祉サービスにつなげるための社会復帰支援を行うことも想定されます。このように拘禁刑下では受刑者の特性に応じ、より柔軟に作業、指導等を組み合わせた処遇が展開されます。

3 北海道の刑事施設における取組

それでは、道内刑事施設において、どのような特徴的な処遇を実施しているのでしょうか。各施設が有する矯正処遇課程については表のとおりであり、受刑者は指定された矯正処遇課程を有する刑事施設に移送され処遇を受けます。

札幌刑務所においては、入所受刑者に占める精神障害受刑者の割合の増加を背景として、拘禁刑に先駆け令和6年5月、「**精神障害受刑者処遇・社会復帰支援モデル事業**」（以下、「モデル事業」という。）を開始していますので、簡単に紹介します。

北海道内の刑事施設における矯正処遇課程の設置状況

| 施設名 | 刑事施設における矯正処遇課程の設置状況(令和7年6月1日～) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--------------------------------|---|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---|---|---|
| | S T | F | I | J | D S | D H | D M | L 3 | L 4 | A | O | Y 1 | Y 2 | G 1 | G 2 | G 3 | G 4 | | | |
| 札幌刑務所 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | |
| 旭川刑務所 | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | | ○ | ○ | |
| 帯広刑務所 | ○ | | | | ○ | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | ○ | ○ |
| 釧路刑務支所 | ○ | | | | ○ | | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | | | | |
| 網走刑務所 | ○ | | | | ○ | | ○ | | | | ○ | ○ | | | | | | | ○ | ○ |
| 月形刑務所 | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | ○ |
| 函館少年刑務所 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| 札幌刑務支所 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

- ST：短期処遇課程
- F：外国人処遇課程（一般）
- I：禁錮課程
- J：少年処遇課程
- DS：高齢福祉課程
- DH：福祉の支援課程（知的障害・発達障害）
- DM：福祉の支援課程（精神上的の疾患又は障害）
- L：長期処遇課程
- A：依存症回復処遇課程
- O：開放的処遇課程
- Y：若年処遇課程
- G：一般処遇課程

* 矯正処遇課程は全24課程ありますが、一部割愛しています。
 * 朱書きは新設された6課程
 * 札幌刑務支所は女性刑事施設

拘禁刑下の処遇への示唆

- ① 受刑者の福祉的なニーズを踏まえたアセスメントが入所時の早い段階でなされることにより、社会内処遇に向けた支援計画が計画的に立てられる一方、当該**受刑者に係る関係機関との間のデータフローや取扱いについて整理が必要**になること。
- ② 対象者の帰住先によっては道外との調整が必要になり、また、**社会資源に地域差があることから、出所後の生活の基盤となる地域との連携がより一層必要**になること。
- ③ 対象者に障害特性や自己理解を促すためには、日常生活場面で想定される困りごとや課題（家事・金銭管理等）に直面させる場を設け、**問題解決のスキルを身に付けるといった実践や施設外における自立のための訓練が必要**であること。
- ④ 精神障害のある受刑者は、新しい人間関係、物事、環境への適応に時間を要するため、支援者との信頼関係を構築することを含め、一定の処遇期間を確保することが必要であること。
- ⑤ モデル事業に関わるスタッフは、精神疾患や処方薬に関する専門知識、精神障害への理解が処遇上必要となることから、矯正職員の研修において、精神医療・対人援助に係る専門的研修が必要不可欠であること。

モデル事業を通じて見えてきたこれらの課題は、拘禁刑下の処遇や精神障害を有する出所者等の支援を行う上で、示唆に富むものです。特に上記①～③について、関係機関の方々との調整を要します。

6 おわりに

第二次再犯防止推進計画の重点事項の一つに「**地域による包摂の推進**」が掲げられていますが、対象者の社会復帰を促し、新たな犯罪被害を生み出さないためには、地域における支援や指導が不可欠です。拘禁刑の導入により、施設内から社会内処遇への円滑な移行と重層的な支援が行われます。当管区としましても、再犯防止に努めてまいりますので、引き続き、御理解・御協力をお願いいたします。



* 拘禁刑に関する情報（法務省HP）

https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei05_00164.html

法務省 北海道矯正管区 更生支援企画課

〒007-0801

北海道札幌市東区東苗穂1条2丁目5番5号

TEL 011-783-5021（直通）メール：1.sapporokyousei.6cc@i.moj.go.jp

